審議会等の会議録			
会　議　の　名　称	令和８年度 第２回座間市地域公共交通会議		
開　催　日　時	令和８年 10 月 16 日(金)　14 時 00 分～15 時 00 分		
開　催　場　所	座間市役所４階　４－２会議室		
出　席　者	(出席)梶田会長、原副会長、橋山委員、本岡委員、加藤委員、 湯浅委員、横井委員、春原委員、佐藤委員、大谷委員、河津委員 (代理)小嶋委員(代理：奥津氏)、太田委員(代理：佐藤氏)、松本委員(代理：牧野氏)		
事　務　局	佐藤市長　加藤都市計画課長　茶志川副技幹兼地域交通係長　藤川副技幹　田中主事補　委託業者（八千代エンジニヤリング株式会社 藤田氏、遠山氏）		
公　開　の　可　否	■公開　□一部公開　□非公開	傍聴人数	１名
非公開・一部公開した　理　由	――――――――――――――――――――		
議　題	議題 １　道路運送法の一部改正等に係る座間市地域公共交通会議設置要綱の改正について ２　神奈川中央交通（株）台 04 系統（相武台前駅－座間四ツ谷）の路線退出意向申出について ３　座間市コミュニティバス運行見直しについて		
資　料　の　名　称	当日配布資料一式		
会議の内容※会議次第及び発言要旨等	事務局　それでは定刻でございますので、ただいまから「令和８年度第２回座間市地域公共交通会議」を開催いたします。お集まりの委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日もご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます、座間市都市部都市計画課長の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 早速ではございますが、委員の皆様の出席状況等をご報告させていただきたいと存じます。まず、会長の梶田先生でございますが、所用により遅れるとのご連絡をいただいておりますので一旦会議の方を進めさせていただきます。欠席による代理出席の状況でございます。神奈中タクシー株式会社の小嶋委員でございますが、欠席のため、同じく神奈中タクシー株式会社より奥津純憲様に代理でご出席いただいております。 次に、神奈川県交通運輸産業労働組合協議会の太田委員が欠席でございますので、同協議会の佐藤秀幸様にご出席いただいております。次に、厚木土木事務所東部センターの松本委員でございますが、欠席のため、同センターの牧野国博様にご出席いただいております。これにより現在のところでございますが、14 名中 13 名に出席		

	いただいており、出席者が定員の過半数に達しておりますので、「座間市地域公共交通会議設置要綱第６条第２項」により、本日の会議が成立しておりますことをお知らせさせていただきたいと存じます。なお、第１回目の会議と同様でございますが、「座間市市民参加推進条例第 12 条」の規定に基づきまして、会議の全部又は一部を公開するものとされております。従いまして、会議の傍聴、議事録の公表につきましては、ご理解賜りたいと存じます。ここで傍聴人について、でございますが、本日１名の方が傍聴を希望されておりますので、入室いただきたいと思います。本来でしたら会長に承諾いただくところですが、副会長よろしいでしょうか。 副会長　　はい。 （傍聴人入室） 事務局　　それでは、傍聴人の方へ注意事項になりますが、よろしいでしょうか。円滑な議事運営のため、傍聴席からのご発言はお控えください。ご協力をお願いいたします。それでは本日の配布資料の確認をさせていただきたく存じます。 （資料確認） 事務局　　それでは次第の２、会長あいさつに移りたいところでございますが、梶田会長がいらっしゃいませんので、原副会長よりよろしくお願いいたします。 副会長　　本日も皆様お集まりくださいましてありがとうございます。会長が到着するまで、私、副会長が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 事務局　　はい、ありがとうございました。これからの議事進行につきましては、座間市地域公共交通会議設置要綱第６条の規定に基づきまして、本来でしたら議長を梶田会長にお願いすることでございますが、まだ不在でございますので、原副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 副会長　　それではこれより次第の３の議題に入ります。「議題１）道路運送法の一部改正等に係る座間市地域公共交通会議設置要綱の改正につ

	いて」事務局から説明をお願いいたします。 事務局　事務局説明 議題１）道路運送法の一部改正等に係る座間市地域公共交通会議設置要綱の改正について ・現行の要綱の「協議事項」の条項より、運賃・料金等に関する事項を削除する。 ・自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項を追加する。 副会長　ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたことにつきまして、ご意見、ご質問などございましたら、挙手にてお願いいたします。 委員　そもそも、道路運送法はなぜこのように改正されたのか教えていただきたいです。 委員　では、私の方から説明します。令和５年に道路運送法が改正になりまして、この運賃については、従前に交通会議の方で協議しておりますが、公正取引委員会の方で、あまり地域の金額を決めるときに多くの方で議論するというのは、独占禁止法上の疑義があるということで、国土交通省の方に言われまして、多くの場というよりは、運賃のための協議会が出来上がっております。この中では、自治体さん、私ども含め、住民の方、あと運送事業者、この４者だけが入った協議会を作ってございます。そのため、この場で 100 円がいい、200 円がいいという議論はできないのですが、そういったご意見があれば、別の場の協議会で、少人数で議論するというような制度改正の趣旨でございます。以上でございます。 委員　座間市においては、運賃協議会とこの会議とメンバーは大きく違うのですか。 事務局　運賃協議会は法令で定められている協議会となります。 委員　もう少し具体的に説明をお願いします。 事務局　具体的には、この会議に続きまして、運賃協議会を実施する予定

	ですが、そちらで、参加いただくメンバーは、道路運送法で規定されているお立場の方で、当協議会の場合では、座間市長又はその指名する者、運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者、関東運輸局長又はその指名する者、関係住民の意見を代表する者として座間市長が指名する者、その他市長が必要と認める者です。 委員　　私の質問は、この会議が終わったら退席される方がいらっしゃるのですか、ということです。 事務局　　そういうことになります。 委員　　いらっしゃるということですね。 事務局　　この会議の中の一部の方は運賃協議会の方も委員になっていただいておりますが、なっていただいていない方には、この会議が終了したらご退席いただきます。 委員　　何人ぐらい退席しますか。 事務局　　具体的に運賃協議会の人数は５名です。 委員　　約半分になっているということですね。 事務局　　そうですね、半分以下です。 委員　　わかりました。 副会長　　はい、よろしいでしょうか。他に質問ございませんでしょうか。 委員　　よろしければ、運賃協議会の、要綱や出席者というのは協議するものではありませんので、皆さんにも知っておいてもらった方がいいかと思います。必要があれば、資料をお配りしていただき、その下の部会のような形になりますので、誰がいるか知らないということに対しては、公表にもなると思いますので、皆さんにも同じように周知した方がご理解いただけるかなと思っています。 事務局　　座間市の運賃等協議会のメンバーですが、座間市長又はその指名する者として、座間市都市部長の原様。運賃を定めようとする一般

		旅客自動運送業者として、今回は、座間市のコミュニティバスの運賃改定に関わる内容になりますので、神奈中タクシー株式会社の運輸部取締役運輸部長の小嶋様に委員をお願いしていますが、本日は奥津様が代理で出席いただく予定です。３人目の方として、関東運輸局長又はその指名する者として、神奈川運輸支局首席運輸企画専門官の春原様に委員になっていただきます。４人目として、関係住民の意見を代表する者として座間市長が指名する者として、座間市自治会総連合会会長の湯浅様にお願いさせていただいております。また、その他市長が必要と認める者として、学識経験者として、東海大学の梶田教授に委員になっていただくようお願いをしております。
	副会長	ありがとうございます。それでは他にご質問ございませんでしょうか。それでは他に質問がなければ以上で質問を終了します。 それではお諮りいたします。ただいま事務局より説明がありました道路運送法の一部改正等に係る座間市地域公共交通会議設置要綱の改正について、承認いただける方は挙手にてお願いいたします。 （全員挙手）
	副会長	挙手全員です。よって、次第の３の「議題１」道路運送法の一部改正等に係る座間市地域公共交通会議設置要綱の改正について」につきましては承認いただきました。 それでは続きまして、「議題２）神奈川中央交通（株）台 04 系統（相武台前駅ー座間四ツ谷）の路線退出意向申出について」神奈川中央交通株式会社橋山委員から説明をお願いいたします。
	委員	委員説明 議題２）神奈川中央交通（株）台 04 系統（相武台前駅ー座間四ツ谷）の路線退出意向申出について ・乗務員不足及び利用状況を鑑み、路線廃止を実施する。 ・2027 年３月末の退出を予定している。
	副会長	はい、ありがとうございました。今、説明がありましたことにつきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願いいたします。ありますでしょうか。いかがでしょう。

	なければお諮りいたします。ただいま説明がありました、神奈川中央交通（株）台04系統（相武台前駅ー座間四ツ谷）の路線退出意向申出について、承認いただける方は挙手にてお願いいたします。 （全員挙手） 副会長　　挙手全員でございます。よって、次第３の「議題２）神奈川中央交通（株）台04系統（相武台前駅ー座間四ツ谷）の路線退出意向申出について」承認いただきました。 副会長　　それでは続きまして、次第の３の「議題３）座間市コミュニティバス運行見直しについて」事務局から説明をお願いいたします。 事務局　　事務局説明 議題３）座間市コミュニティバス運行見直しについて ・第１回会議の内容及び意見の整理。 ・第１回会議で出た意見に対しての回答。 ・９月に実施したパブリックコメントについて。 副会長　　ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたことにつきまして、事務局からは、３項目の説明があったと思います。１つ目は第１回会議における説明内容及び意見の整理、２つ目に各意見に対しての回答、３つ目に、パブリックコメントの意見整理、そして、見直し計画案、見直しの実施スケジュール、運行ルート案、運行時刻の見直し案について説明がありました。一括して質問をお受けしてよいですよね。皆様の方から質疑のある方は挙手にてお願いいたします。 委員　　前回の意見に対する回答で、Ｅコースの迂回ルートですが、内容は分かりましたが、２つあって、１つはこの道が混んでいるというのはコミュニティバスでも課題だっておっしゃっていた踏切を渡ることに対して有効な迂回コースであるから皆さん使っていらっしゃいます。そのため、時間の短縮が期待できないということはないのではないのかと思います。これを理由にするとなると厳しいのではないでしょうか。 それからもう１つの理由の安全性という話からすると、もちろんコミュニティバスに対しては適切ではないというのは意見としてわ

		かりますが、鋭角に曲がる、信号がないから安全性に問題があるだろうということであるとするならば、コミュニティバスの部署としてはそれでいいのかもしれないです。行政全体としてどう考えるのかということが求められると思います。住民にとっても安全性が問題としてあるという話になるので、行政としてどう対応していこうとするのかというのがもう１つ議論されないと、解決にならないのではないかという気がします。 　それから、ついでにもう１つ質問すると、パブコメの回答で「今後の参考にさせていただきます」というのがずらずらと並んでいますが、今後どのように参考にするのか、というのを教えていただきたいです。以上です。
	事務局	順番が前後してしまいますが、パブリックコメントの今後の参考にというところですが、今回の見直しは、急ぎ対応する必要がある喫緊の課題に対しての対応となります。ただ、今回で見直しは終わりではなく、来年度以降も検討していく予定としておりますので、その中でいただいたご意見は参考にしていこうということで、そのような考えで記載させていただいております。
	委員	考えはわかりますが、本当に具体的にこれを参考にして議題にあげますかね、一個一個。本当に対応をするのか。できるならいいです。
	事務局	対応できるかどうかということはありますが、ご意見としては受け止めております。
	事務局	今の事務局の回答と同じとなりますが、これに関しては１個ずつ私どもの方で議論をさせていただく形にはしたいと考えております。その上で、できる、できないというのは、今お答えした通りかと考えております。
	委員	「検討の参考にさせていただきます」と常套句で使われますが、あまり参考にされたことがありません。妙に期待を持たせるだけの話であれば、これは今回もそうですが、「ここ直近の話で言えば、ここ数年の間は無理です」とはっきり答えた方が、私はより親切なのではないかと思います。パブコメで意見をわざわざ書いてくれた方たちに対して、期待だけ持たせるような回答をするというのは、むしろ不親切ではないかという気がして、質問させていただきまし

	た。今後の参考にしていただければと思います。 事務局　　ありがとうございます。次に、３号踏切の理由について、緑ケ丘跨線橋が利用できると前回もお話していただいた、と私は認識しております。ここについては、確かに一般車両はショートカットされているかと思いますが、コミュニティバスの場合については、２ページの上の No. １に書かせていただいていますが、県道 51 号線に、相武台前駅の方に行っております。そこでも渋滞がかなり長く、滞留時間も長いということで、渋滞が少ないというところをという形にすると、またそれも、安全性の部分も含めてトータル的に考え、このような形で検討させていただいたという次第でございます。 （梶田会長着座） 委員　　もう１つ質問しておりますが、安全性が問題であるとするならば、行政全体として、その課題をどう捉えるのかというのは、きちんと回答を持たないといけません。コミュニティバスだけ安全であればいいという話にはならないと思います。 事務局　　ご質問に関して、私もここを通りますが、自家用車であれば、そこまで後ろに人が乗っていたりすることがないと、乗っている人も注意してもらえば、通行できる範囲だと個人的には思っていますが、先ほどのご説明のように、旅客を乗せた運行については、あまり適していないのではないかという考えを持ちましたので、今回は、コミニティバスの運行に関しては、どちらかというと時間短縮ではなく、安全性の面で課題があるのではないかという形でご説明をさせていただきました。コミュニティバスについて、道路に関すること、交通に関することについては、今回はコミュニティバスについてのお話とさせていただいておりますので、そういったご意見があったということは、庁内で共有させていただきたいと思います。 委員　　担当課でもないし、こんなこと答えられませんということはわかりますが、安全ではない、信号もないと言っておきながら、行政としてほったらかすというのは、私は問題だと思います。そのため都市計画課では対処できないけれど、道路課や警察が信号の話を協議して前向きに進めます、くらい言っていただけなければ、コミュニティバスは安全性の問題から通れません、でもよいですが、ほった

	らかしにするわけにはいかないですよね。 副会長　　路線の安全確保については、いろいろ課題があるということで、前々からそういうお話は聞いてはおると思いますし、道路課でもその辺の認識はある程度しているということですので、今日のこの場では、おっしゃる通り、地域交通のコミュニティバスの課題とさせていただいていますので、その辺は今、事務局も言ったように、庁内でこのような意見がある、ということを共有させてもらうような形で、皆さん、今日のところはよろしいでしょうか。 それでは、他にご意見はございますか。 委員　　市道 30 号線と県道 51 号線の交差点に関しては、割と直近に道路改良を行ってこの形になっているわけです。交差点の部分というよりは、もう少し上の歩道がない部分だとか、そういったところで歩行者と車との分離ができてないから不安全な部分がある、というのであればわかります。 あと、３ページの書き方ですが、「当該合流部には信号機が設定されておらず、交通量が多い時間帯に県道 51 号線へ右折合流することは安全面で課題があり」となっています。バスの運行ルートはこれを右折する必要はないのではないかという気がします。 事務局　　右折しないと座間総合病院に行けません。 委員　　右折して座間総合病院に行くということですか。その先の逆方向から市道 30 号線に合流する際、「逆方向」というのが、少し分かりにくいかと思います。その前にどちらの方面から進んでいるかという文章がなく、逆方向からと言われても、多分書いている人は分かると思いますが、読み手は分からないのではないかと思います。以上です。 事務局　　失礼いたしました。 副会長　　今いくつかご意見がありましたが、事務局としてはよろしいですか。 事務局　　書き方等改めて検討し、委員の皆様に確認いただいた上で、お渡しするという形でよろしいですか。

	副会長　　では、今、ご指摘をいただいたところに関しては、もう少しその辺をしっかりと文章にして、それをまた皆さんにお配りして公開をするという形でよろしいでしょうか。 他に質問がなければ以上で質問を終了します。 それではお諮りいたします。ただいま事務局より説明がありました座間市コミュニティバス運行見直しについて、一部文章を少し修正するところがございますが、承認いただける方は挙手にてお願いします。 （挙手多数） 副会長　　挙手多数です。よって、次第３の「議題３）座間市コミュニティバス運行見直し」につきましては承認いただきました。以上で、本日の議事は終了いたします。これからの進行は事務局にお返しいたします。 事務局　　原副会長、ありがとうございました。梶田委員、ありがとうございます。 事務局　　次第にあります「その他」については、特にこちらの方で予定はございません。 今後の予定につきましては、軽微な修正という形になるかと思いますが、書き方を少し見直させていただいたものを、こちらでまた検討させていただきまして、書面にて送付させていただき、確認をさせていただきたいと考えております。委員の皆様には、後日お送りさせていただきたいと考えております。 この先の予定になりますが、先ほどの 11 ページにもございましたとおり、関東運輸局神奈川運輸支局様の方に申請書を提出いたしまして、手続きを進めさせていただきたいと考えております。引き続き、よろしくお願いいたします。 それでは以上をもちまして、「令和８年度第２回座間市地域公共交通会議」を閉じさせていただきます。本日はお忙しいところご出席いただきまして、どうもありがとうございました。 事務局から連絡がございます。この後、15 時 15 分から、運賃等協議会がございますので、運賃等協議会で委嘱予定とされている方につきましては、しばしご休憩いただくようになりますので、よろしくお願いしたいと思います。では、本日の会議は終了でございます。ありがとうございます。